

## 違法伐採対策に関する自主的行動規範

福井県森林組合連合会  
制定 平成18年8月24日

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方にに基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

これらを踏まえ、森林所有者の協同組織の中央団体である福井県森林組合連合会（以下「県森連」という）は、違法伐採対策に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対表明）

- 1 県森連は、わが国の林業を守り、森林の持続的経営の推進と、森林の持つ多面的機能の高度発揮を図るために、海外及び国内の森林の違法な伐採に反対を表明する。

（合法性等の証明された国産材製品の普及の促進）

- 2 県森連は、わが国の気候風土に適合している国産材製品について、合法性の証明されたものの供給とその普及の推進に努める。

（合法性等の証明のための会員の認定）

- 3 県森連は、林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法に即して、「合法性の証明に係る認定実施要領」を別途定め、県森連の会員等の認定を行い、合法性を有する国産材の供給の促進に努める。

（他の団体との連携）

- 4 県森連は、違法伐採対策の推進に当たって、他の林業・木材産業関係団体、国産材のユーザー等との連携を図るものとする。

（情報の公開）

- 5 県森連は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

以上

# 合法性の証明に係る認定実施要領

福井県森林組合連合会

## 第1条 (目的)

本実施要領は、福井県森林組合連合会(以下「県森連」という。)が平成18年8月24日に作成し、公表した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」(以下「行動規範」という。)で規定する「合法性の証明に係る認定実施要領」(以下「実施要領」という。)の内容を定めるものである。

## 第2条 (本実施要領に基づく認定の対象)

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により、木材・木材製品の合法性の証明を行おうとする森林組合等(以下「認定組合」という。)は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

- 2 本実施要領に基づく認定は、県森連の会員を対象とするが、会員と密接な関係にある員外事業者についても、会員の推薦があったときは、会員に準じて認定を行なう。

## 第3条 (認定申請書の提出と審査)

本実施要領に基づく認定を受けようとする森林組合等は、別記1で定める「認定申請書」を県森連へ提出しなければならない。

- 2 認定を受けた認定組合は、下記に定める認定審査手数料を速やかに納めなければならない。

認定審査手数料	会員	無料
	員外事業者	20,000円
	再認定料(員外事業者)	10,000円

## 第4条 (審査及びその結果の通知)

県森連は、本実施要領に基づく森林組合等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。

- 2 認定審査手数料等に関する事項は、前条の通り定めることとする。
- 3 県森連は、審査結果を申請者に通知するものとする。

## 第5条 (森林組合等の認定要件)

認定組合は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

### 分別管理

合法性が証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)とそれ以外の木材・木材製品(以下「非証明材」という。)を分別して保管することが可能な場所を有していること。

### 分別管理の方法

入出荷、加工、保管の各段階において証明材と非証明材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

### 帳票管理

証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

### 書類保存

関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること。

### 責任者の選任

本取り組みの責任者が1名以上選任されていること。

## 第6条 (認定書の交付及び公表)

県森連は認定組合に対して、別記2で定める「認定書」を交付するとともに、認定組合として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を県森連のホームページ等に公表するものとする。

2 認定書の有効期間は、認定の日から3年とする。

## 第7条 (証明書の発行)

認定組合は、証明材の出荷に当たって、証明書を作成し出荷先へ引き渡すものとする。

2 証明書の様式は、別記3で定める「合法性証明書」、又は既存の納品書等に別記3と同等の事項を追加記載することで、証明書に代えることができるものとする。

## 第8条 (取扱実績報告及び公表)

認定組合は、別記4で定める「合法性の証明された木材・木製品の取扱実績報告」により、証明材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、県森連へ報告する。

2 県森連は、認定組合からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

## 第9条（立ち入り検査）

県森連は、必要に応じて、認定組合による証明材の取り扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定組合は、県森連から検査を行う旨通知を受けた場合は、必要な情報を提供するなど県森連に協力しなければならない。

## 第10条（認定組合の取り消し）

県森連は、認定組合が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を県森連のホームページ等に公表するものとする。

証明書の記載事項に虚偽があったとき。

認定組合から認定の取消申請があったとき。

認定者が県森連の要件に適合しなくなったとき。

- 2 県森連は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定組合に送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成18年8月24日から施行する。